

上越市倒木処理支援金のご案内

9月10日（水）の突風に伴う倒木等の処理について、市では以下のとおり支援金を交付します。

〈はじめに必ずお読みください〉

- 申請は、倒木等の処理が完了した後に行ってください。
- 既に処理が完了した方も対象となります。
- 先着順や抽選方式ではありませんので、申請受付期間に申請してください。
- 罹災（りさい）証明書は不要です。

- 申請受付期間 令和7年10月16日（木）から令和8年2月2日（月）
平日の午前9時から午後5時まで
- 申請受付場所 上越市役所 農林水産整備課及び各総合事務所（郵送不可）
※南・北出張所では受付を行いません。
- 支援対象者 突風に伴う倒木等の被害を受けた土地の所有者
※町内会等の団体を含みます。
※上越市に住所がある人・団体に限ります。
- 支援金額 上限 100,000 円
※詳しくは、次ページ以降をご確認ください。
- 支援対象経費 倒木等の処理に係る費用
※詳しくは、次ページ以降をご確認ください。

【お問い合わせ】

上越市 農林水産部 農林水産整備課 林業水産係
電話 025-520-5759
住所 上越市木田1-1-3 上越市役所木田第二庁舎1階
各区総合事務所
※ご不明な場合はお問い合わせください。

裏面あり

1 事業の概要

(1) 支援対象者

- 令和7年9月10日の突風に伴い倒木等の被害を受けた土地の所有者
 - ※土地は、住家、車庫、店舗などの家屋を有する土地に限ります。
 - ※町内会や企業などの団体・法人についても対象です。
 - ※上越市に住所がある人・団体・法人に限ります。
 - ※申請書提出時に本人確認を行います。個人の方については運転免許証、保険証、マイナンバーカードなどの本人確認書類をお持ちください。

(2) 支援対象経費

- 倒木処理に要する費用、倒木処理に支障となる立木の処理に要する費用
 - ※「倒木処理」とは、突風により家屋及びその敷地内外に倒れた、または倒れる恐れのある木の除去に伴う伐採、搬出、処分に係る作業をいいます。
 - ※支払い済みの費用も対象です。（9月10日まで遡及）

(3) 支援金額

- 上限 10万円（下限は1万円）
 - ※1,000円未満の端数があるときは切り捨てた額とします。
 - ※処理費用が1万円に満たない場合は支援の対象外とし、10万円未満の場合は相当額とします。

(4) 申請方法

- 申請は処理が完了した後に行ってください。
 - 申請書に必要事項を記載し、関係書類を添付のうえ、上越市役所木田第二庁舎1階農林水産整備課または各総合事務所に提出してください。（提出した申請書類等は返却できません。各自で必要に応じて控え等を作成してください。）
 - ※詳しくは「2 申請時の提出書類」をご覧ください。
 - ※交付決定前、または交付決定後に現場を確認させていただく場合があります。
 - ※支援金の交付決定を受けた方が、虚偽その他の不正により支援金の交付を受けた時は、支援金の交付決定を取り消すことがあります。既に支援金が支払い済みの場合は、支援金の返還を求めます。

2 申請時の提出書類 ※罹災（りさい）証明書の提出は不要です。

(1) 支援金交付申請書

○別紙様式を提出してください。

(2) 倒木等の位置図

○被害を受けた敷地を円で囲った位置図を提出してください。

(3) 支援対象経費に係る内訳が分かる見積書または請求書の写し

○倒木等の処理の内訳が記載されているものを提出してください。

○見積書または請求書のどちらかの写しを提出してください。

※原本ではなく写しを提出してください。

(4) 支援対象経費に係る領収書の写し

○原本ではなく写しを提出してください。

(5) 支援対象経費に係る実施箇所の処理前及び処理後の写真

【支援対象となるパターン】

No.	パターン
①	敷地内の木が敷地内へ倒木
②	敷地内の木が他人の敷地内へ倒木

※建物等への被害の有無に関わらず対象とします。

※上記パターンに属さない場合は、個別にご相談ください。

【イメージ図】

